

伊丹市規則第36号

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に
関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 5月27日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（令和 8 年伊丹市規則第 3 6 号）

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則（昭和 5 2 年伊丹市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(介護補償)</p> <p>第 3 条の 2 条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める金額は，1 月につき，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において，その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第 4 号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては，当該介護に要する費用として支出された額が<u>85,490円</u>以下である場合に限る。） <u>85,490円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において，その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては，当該介護に要する費用として支出された額が<u>42,700円</u>以下であるときに限る。） <u>42,700円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 3 条の 2 条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める金額は，1 月につき，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において，その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第 4 号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては，当該介護に要する費用として支出された額が<u>90,790円</u>以下である場合に限る。） <u>90,790円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において，その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては，当該介護に要する費用として支出された額が<u>45,400円</u>以下であるときに限る。） <u>45,400円</u></p> <p>2 (略)</p>

(葬祭補償の基本額)

第4条 条例第20条の規則で定める額は、315,000円とする。

別表第1

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医および学校歯科医の補償基礎額	<u>7,285円</u>	<u>8,850円</u>	<u>10,768円</u>	<u>11,963円</u>	<u>12,625円</u>	<u>13,098円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>6,110円</u>	<u>7,045円</u>	<u>7,505円</u>	<u>8,623円</u>	<u>9,270円</u>	<u>9,620円</u>

備考 (略)

(葬祭補償の基本額)

第4条 条例第20条の規則で定める額は、330,000円とする。

別表第1

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医および学校歯科医の補償基礎額	<u>7,640円</u>	<u>9,213円</u>	<u>11,138円</u>	<u>12,293円</u>	<u>13,163円</u>	<u>13,650円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>6,400円</u>	<u>7,333円</u>	<u>7,775円</u>	<u>8,750円</u>	<u>9,445円</u>	<u>9,838円</u>

備考 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第3条の2第1項及び第4条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第1の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。